



枚方市

# 地域のニーズを切り拓く

## 権利擁護基盤整備への挑戦と市民後見人

平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」に基づき「基本計画」が定められ、その中でおおむね市町村単位で「中核機関」の設置を推進しており、ワンプッシュの相談窓口として、地域連携のネットワークづくりがはじまっています。

枚方市では、令和3年度から「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、昨年7月に中核機関として市社協に「ひらかた権利擁護成年後見センター」（愛称「こうけんひらかた」以下、センター）を開設。

行政・市社協・市民が一体となって取り組む実践を令和3年11月19日のマツセ市民セミナーでも紹介。枚方市の権利擁護基盤整備への挑戦について、関係者に話を聞きました。

（※文中の数字は11月の取材時点）

※成年後見制度…認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でないため自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された成年後見人等がその援助をする制度です。成年後見人等はご本人の意思を尊重しながら生活状況や心身の状況等も考慮し、ご本人に代わって福祉サービスの利用契約や財産管理を行うことで、ご本人の生活や財産を守ります。



「枚方市」健康福祉部 健康福祉総務課 係長 辻 優子さん

枚方市には、高齢や障がいの担当部署の相談窓口はありましたが、成年後見制度の相談窓口が明確ではありませんでした。そのため、ひとり暮らし高齢者の増加や地域での人間関係の希薄化などから孤立が進み、必要な方に制度を繋げ

られていないのではないかと懸念がありました。

潜在化したニーズを掘り起こし、適切な支援につなげる仕組みをつくるため、令和2年度に調査や検討を開始し、翌年3月には計画を策定しました。

本市が抱える課題に対応するための主な取組として「中核機関の設置」と「成年後見制度の担い手確保」を焦点化しました。

中核機関には、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行を進める観点から、法人後見の実績もあ

る市社協に委託。予算確保のため、企画・財政部門との調整を行いました。令和3年度に入り、関係者に説明・協力をお願いし、7月に中核機関を開設しました。愛称は公募で決定しました。

また成年後見制度の担い手として、平成28年度から本市が養成してきた「市民後見人」の活用促進を掲げることに。現在、市民後見人バンクに13人の登録があり、今年度は3人の方が受任。皆さんのきめ細やかで熱心な活動に心から敬意を表しています。

中核機関を設置したことで、潜在化したニーズを切り拓いて制度につなげ、成年後見人を市民が担い、市社協がその活動をサポートするという三つ巴の仕組みが整いました。



「枚方市社協」ひらかた権利擁護成年後見センター センター長 谷口広幸さん

センターは、私を含め4人の職員を配置しており、全員が日常生活自立支援事業の専門員を経験しています。センターは成年後見制度の広報啓発

相談支援、利用促進、後見人サポート、地域連携ネットワークの5つの機能を有しています。

センターを市の広報や機関紙で周知した直後に、多くの市民の方から相談が寄せられました。開設して4カ月間で264件もの相談をいただいています。

相談者は地域包括支援センターや障がい者支援関係者など、地域で活動する支援者の方や家族からが多く、主に成年後見制度や申立てに関することが多いですね。相談件数が日に日に増加しています。反響の大きさに驚きましたが、潜在しているニーズがまだまだあるという裏付けにもなりました。その他、センターでは弁護士や司法書士、社会福祉士の専門職による無料の専門相談も実施しています。

そして、市民後見人の活動支援も私たちの重要な役割です。府域の市民後見人は、被後見人をひとりの市民後見人で担当する「単独受任」を採用しており、後見監督人も就きません。そのためセンター職員が後見活動を全力でバックアップしています。市民後見人には財産管理だけでなく、施設関係者や金融機関との調整や利用契約など大きな役割を担っていただきます。

また、家庭裁判所への定期的な報告も必要なので、困った時は府社協にも



確認しながら、市民後見人が「一人で抱えない・悩まない」ような心がけてサポートしています。

さらに、市民後見人バンク登録者に対しフォローアップ研修会も開催し、事例検討や意見交換を通じて研鑽の機会を提供しています。



「市民後見人」枚方市市民後見人  
中西 薫さん

私は、平成30年度に市民後見人の養成講座を受講し、翌年にバンク登録しました。

その頃の枚方市では市長申立による成年後見制度の利用もあまり進んでいないと聞き、「私に話ができることは当分なさそうだ」と思っていました。

しかし、昨年3月の市の研修会で、「市民後見は大きく前進している」と報告があり、淡い期待を寄せていたところ、7月に受任への打診があり、家庭裁判所から市民後見人として審判を受けました。

私の担当は、20代の女性Aさん。先任の社会福祉士の後見人が亡くなり、その後任を担うこととなりました。

彼女には先天性の難病と重度の知的障がいがあり、幼少期から児童養護施設で育ちました。「今まで経験できなかったことをさせてあげよう」と私の後見人としての活動がはじまりました。

彼女とはデイサービスで初めて出会いました。ちよこんと座っていたAさんの手を握ると、彼女の方から私を触

ろうと手を伸ばしてきました。彼女の横に座ると反対の手で私の体を引き寄せ、私の肩に頭を乗せてじっとしています。不安が一気に喜びに変わり、一生忘れることができない瞬間でした。

その後何度か接するうちに、彼女の人生に対して、できる限りの愛情を注ぎたいと思いました。でも、間違えてはいけないのは、私は後見人で、実際の親権者、お母さんではないということです。Aさんを取りまく関係者みんなで、彼女の最善を考へることが必要です。

市民後見人活動は私の価値観を変えてくれました。これから私はAさんと一

緒に成長していくことができればと思います。

市民後見人活動を続けていくと、さまざまな課題に突き当たる時がくるかもしれませんが。しかし、市や市社協のサポートがあるから続けられます。定期的に弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門家から助言をもらう機会もあり、被後見人を全力サポートする仕組みに助けられています。今後、枚方市以外にもこのような仕組みが広がり、どこで暮らしても市民後見人が寄り添う社会になることを、切に願っています。

### 福祉巡回車を寄贈 生命保険協会大阪府協会

12月10日、(一社)生命保険協会大阪府協会(以下、協会)から、熊取町社協と富田林市社協に福祉巡回車各1台が寄贈されました。(平成3年から累計59台)

協会の水谷豊会長(写真左から4人目)から「コロナの状況下でも加盟各社職員らの寄付活動で例年にも劣らない資金が集まった。福祉巡回車を地域福祉のために役立ててほしい」とのあいさつに、府社協は「コロナ禍で新たな地域課題も見えている。『出かける社協』として有効に活用したい」と謝意を述べました。

寄贈を受けた熊取町社協は「高齢者が多く車での訪問が必須。ホームヘルプ事業等地域住民の安心につなげたい」。富田林市社協は「『なんでも相談』の移動手段として活用し、地域包括ケアシステムを発展させたい」と語りました。

